体健第５２０号
令和８年８月１８日

一般社団法人岐阜県医師会長　様

岐阜県教育委員会
体育健康課長

令和８年度薬物乱用防止教室講習会の開催について

平素は、当県の教育施策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、標記の講習会を別紙実施要項のとおり開催し、下記の日時で授業を公開しますので、貴会関係者に周知願います。

参加を希望される場合は、別添参加申込の方法を確認のうえ、Logo フォームからお申し込み下さい。

なお、学校医の先生方へは、所属の学校からも案内がありますので、御承知おきください。

記

１　日　時　　令和８年１１月２５日（水）１３時３０分から１５時５５分まで

２　場　所　　安八町立登龍中学校
住所：安八町大野３３３番地
電話：０５８４－６４－２０３２

３　内　容　　薬物乱用防止教室の実践授業及び授業の進め方の研修

岐阜県教育委員会体育健康課学校保健係			
係　長	安　藤	担　当	坂井田
電　話	058-272-1111（内線8713）		
E-mail	sakaida-miki@pref.gifu.lg.jp		

3601

別添

参加申込の方法

1　申込方法

・下記 URL から Logo フォームにアクセスし、必要事項を入力してください。

https://logoform.jp/f/yqkGN

入力いただく内容
・氏名（ふりがな）　・職種　・所属　・メールアドレス

2　申込期限

・令和８年１０月２３日（金）１２時まで

3　注意事項

・本講習会は、会場の関係で定員を設けております。定員を超える申し込みがあった場合は、原則先着順とさせていただきます。

・参加の可否については、令和８年１０月３０日（金）までに、Logo フォームに入力いただいたメールアドレスあてにご連絡いたします。入力いただいたメールアドレスに誤りがある場合は、ご連絡することができませんので、入力の際はご注意ください。

別紙

令和８年度　薬物乱用防止教育等推進事業　実施要項

１　趣　旨

岐阜県では、国の「第六次薬物乱用防止五か年戦略」などに基づき薬物乱用防止教育を推進しており、薬物乱用防止教室について、県内の公立中学校及び高等学校では１００％実施している。

薬物に関する情報は、近年、インターネット等の普及によりで入手しやすい環境となり、大麻をはじめとする薬物事犯の低年齢化傾向がみられるなど、依然として青少年への広がりが懸念される状況にある。

教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び保護司等、児童生徒の薬物乱用防止にかかる関係者が薬物事犯の低年齢化や入手方法の多様化等の現状を理解し、児童生徒自身が薬物に関わらない、また誘われない環境づくりを形成することをめざした薬物乱用防止教育の充実を図る。

２　事業内容

県内の１校を抽出し、専門家を講師とした薬物乱用防止教室を実施し、日頃、薬物乱用防止教室の講師を務める学校関係者、学校薬剤師及び保護司等が参観し、生徒の様子を確認しながら効果的な指導方法を学ぶ。授業後は、講師から授業のポイントを講義いただくなど、参加者の研修の場とする。

３　実施日

令和８年１１月２５日（水）

４　実施場所

安八町立登龍中学校（安八町大野３３３番地）

５　講　師

（一社）日本くすり教育研究所代表理事　加藤 哲太 氏　（元東京薬科大学教授）

６　参加者

県内の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の教職員、各教育委員会職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護司、県健康福祉部担当者　等

５０名程度（先着順）

７　スケジュール

13:10 ～ 13:25	受付	体育館
13:30 ～ 14:20	薬物乱用防止教室	
14:30 ～ 15:40	研修	会議室
15:40 ～ 15:55	まとめ、閉会	